

かしこい消費者になろう！

- ① いらぬものは「いりません！」ときっぱり断る。
- ② 相手を簡単に信用しない。不審な着信やメールは無視する。
- ③ 「絶対もうかる」、「格安」等のうまい話を安易に信用しない。
- ④ その場ですぐに契約しない。家族や友人など信頼できる人にまず相談する。
- ⑤ 借金はしない。



しまった！解約したい！と思ったら「クーリング・オフ」

「クーリング・オフ」は、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば「無条件で契約を解除できる制度」です。支払ったお金は、全額返金要求できます。商品の引き取り費用は、事業者負担です。手続きは、契約書面を受け取った日を含めて8日以内（マルチ商法などは20日以内）に書面または電磁的記録で通知します。

- はがきの場合は、両面コピーを取り、特定記録郵便等か簡易書留で送ります。
- 電子メールの場合は、送信したメールを保存します。
- ウェブサイトのクーリング・オフ専用フォームや、SNS等の場合は、画面のスクリーンショットを保存します。

クーリング・オフの通知の記入例

通知書

次の契約を解除します。
 契約年月日 令和〇年〇月〇日
 商品名(またはサービス名) 〇〇〇
 契約金額 〇〇〇〇円
 販売会社 株式会社××
 □□営業所 担当者 △△△
 支払った代金〇〇〇円を返金し、
 商品を引き取ってください。
 令和〇〇年〇月〇日
 〇県〇市〇町 氏名〇〇〇〇

クーリング・オフできる取引

取引内容	期間
訪問販売（アポイントメント商法等）	8日間
電話勧誘販売	8日間
連鎖販売取引（マルチ商法）	20日間
特定継続的役務提供（エステ、語学教室等）	8日間
業務提供誘引販売取引（内職商法等）	20日間
訪問購入（自宅等で業者が貴金属等を買取る）	8日間

※通信販売は、原則クーリング・オフができません。

クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターまで相談してください。

困った時は、お気軽にご相談ください

福井県消費生活センター	0776-22-1102	あわら市消費生活センター	0776-73-8017
福井県嶺南消費生活センター	0770-52-7830	越前市消費生活センター	0778-22-3773
福井県警察本部(警察安全相談室)	#9110	坂井市消費生活センター	0776-50-3029
福井弁護士会	0776-23-5255	永平寺町消費生活相談窓口	0776-61-3941
福井県司法書士会 総合相談センター	0776-43-1669	池田町消費生活相談窓口	0778-44-8003
福井市消費生活センター	0776-20-5588	南越前町消費生活相談窓口	0778-47-8000
敦賀市消費生活センター	0770-22-8115	越前町消費生活相談窓口	0778-34-8700
小浜市消費生活相談室	0770-53-1140	美浜町消費生活相談窓口	0770-32-6703
大野市消費生活相談センター	0779-66-1111	高浜町消費生活相談窓口	0770-72-7703
勝山市消費生活センター	0779-88-8103	おおい町消費生活相談窓口	0770-77-4054
鯖江市消費生活センター	0778-53-2204	若狭町消費生活相談窓口	0770-45-9126

または、消費者ホットライン「188(いやや)」へ！

ちょっと待った！
その契約

18才で成人になると、
保護者の同意がなくても、
自分の意志で様々な契約ができます。

おいしい話に 気を付けて！

若者に多い消費者トラブル

ネットで
注文した商品が
届かない!!

簡単にもうかると
思ったのに!

お試し価格に
つられたら
大変なことに!

知り合いからの誘いに
行かなければよかった!

困った時にはまず相談！消費者ホットライン188(いやや)へお電話を
(最寄りの消費生活センターにつながります)

福井県消費生活センター TEL 0776-22-1102
福井県嶺南消費生活センター TEL 0770-52-7830

受付時間 9:00 ~ 17:00

http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html
フェイスブック https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/
※オンラインによる相談も受け付けています。

- 土日も相談を受け付けています。(祝日・年末年始は休館)
- 県嶺南消費生活センターは、第3日曜日が休館です。